

# 伊丹市設備等導入補助金



新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の長期化及び原油、資源等の価格高騰により事業・経営環境に変化を受け、売上げが減少した市内の中小企業者に対し、予算の範囲内において、生産性の向上又は感染防止対策の取り組みに係る経費の一部を補助し、経営力強化又はポストコロナを見据えた経営形態の実現の支援を行います。

## 対象となる方

市内に事務所又は事業所を有する

- (1)法人（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）、または、
- (2)個人（税務署に開業届を提出している方）

の方で、下記のいずれにも該当する方

- ・令和4年3月31日までに創業をされた方
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化または原油高や資源高騰の影響を受けている事業者
- ・令和4年4月から申請日が属する月の前月までの任意の一月の売上げが平成31年から令和3年までのいずれかの年の同月の売上げと比較して10%以上減少している方

※上記の内容で、比較ができない創業者の方（令和4年3月31日までの創業者）または、過去1年1か月未満の間に事業形態の変更等をした方は、申請日の属する月の前月の売上げが、創業等した月の翌月（創業等した日が月の初日の場合は、当該属する月）から申請日の属する月の前々月までの任意の一月の売上げと比較して、10%以上減少していること

## 対象外の方 次のいずれかに該当する場合

- (1) 中小企業者である個人のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業に係る届出書を提出していない方
- (2) みなし大企業に該当する方
- (3) 経済産業省が実施する事業再構築補助金に採択された方
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項、第11項、第13項の規定に該当する事業を行う方
- (5) 市税の滞納がある方
- (6) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は、同条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (7) 過去に、この要綱による補助金の交付を受けたことがある方

**補助額**

1 事業者につき最大50万円（下限10万円）※申請は1度しかできません。

**補助率**購入や発注先が市内の中小企業者の事業所、店舗の場合 **3分の2**それ以外での購入や発注（大企業や市外の事業所、店舗） **2分の1**

【補助率イメージ】※消費税及び消費税相当額は補助対象経費より控除します。

	市内の中小企業者の事業所、 店舗への支払い 2/3	それ以外（大企業や市外の事 業所、店舗への支払い） 1/2
<b>投資額(税抜)</b>	<b>補助額</b>	
15万円	10万円(下限)	7万5千円(補助対象外)
20万円	13万3千円	10万円(下限)
25万円	16万6千円	12万5千円
⋮	⋮	⋮
50万円	33万3千円	25万円
75万円	50万円(上限)	37万5千円
100万円	50万円(上限)	50万円(上限)

**補助事業の例**

## ・事業力向上（生産性向上）するための事業費・設備費

生産性の向上に資するICTツールや設備等の購入費	
作業効率化やテレワーク導入に要するもの	パソコン、パソコン周辺機器（WEB カメラ、モニター、マイク、ヘッドフォン、スピーカー、Wi-Fi ルーター）、ソフトなどを追加、新規購入
システム化に要するもの	キャッシュレス決済機、注文、在庫管理、会計管理、顧客管理、生産管理システムなどを導入
事業所の職場環境の改善、業務の効率化、又は品質の向上のための設備・備品購入費又は工事費	
設備・備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造工場で、棚卸業務の効率化のため、棚卸自動読み取り機を購入</li> <li>・雑貨屋で、看板商品を顧客に訴求するため、おすすめ商品用の移動式陳列棚を購入</li> <li>・美容院で、人気のヘッドスパの利用者を増やすため、シャンプー椅子の追加購入</li> <li>・事業所で、商談スペースの拡大のため、ブースの設置に係る備品の購入</li> </ul>
工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業で、作業効率を保つための、空調改修工事</li> <li>・雑貨屋で、看板商品を顧客に訴求するため、商品を生かす照明取り付け工事</li> <li>・花屋で、花の鮮度をより保つための、空調改修工事</li> <li>・飲食店で、来客数を増加させるため、席数を増加するための内装改装工事</li> <li>・事業所で、省エネ化や従業員の作業効率を図るため、照明の LED 化の内装改装工事</li> </ul>

## ・ポストコロナを見据えた、感染症対策防止対策事業費・設備費

事業所の改装工事 設備・備品購入費	<b>【改装工事費】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のための間仕切り設置や改修工事</li> <li>・換気対策を目的とした窓やドア等の設置や修繕工事</li> <li>・壁、手すり等の抗菌加工コーティング</li> <li>・トイレの抗菌処理や非接触型への改修工事</li> </ul> <b>【設備購入費】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内の換気設備の導入工事（換気や空気清浄、除菌機能付エアコン含む）</li> </ul> <b>【備品購入費】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気清浄機、パーテーション、消毒液スタンド、非接触型体温計、CO2 センサー、サーモグラフィー、飛沫感染防止対策のためのアクリル板</li> </ul>
新型コロナウイルス 感染症検査用品購入費	・PCR 検査キット ・抗原検査キット

# 申請の流れ

## ①設備等の導入計画を立案（見積もりの取得等）

市税の滞納がある場合は、採択できません。滞納（分納を含む）している市税がある場合は、事前に納入をしてから申請をしてください。

## ②補助金の交付申請を市へ提出

### 【必要書類】

#### 共通

- [1] 交付申請書兼計画書（様式第1号）
- [2] 令和4年4月から申請日の前月までの、任意の1ヶ月間の売上を確認する書類  
※創業者等は、申請日の前月の売上を確認する書類
- [3] 導入予定設備等の見積書等（カタログや値札、チラシなど金額がわかるものでも可。）
- [該当事業のみ] 事業形態の変更を行った場合は、それを示す書類

#### 個人事業主

- [4] 平成31年～令和3年のいずれかの年で、共通[2]と比較する月を含む年の青色申告決算書  
※白色申告等の場合は、比較する月を含む年の確定申告書第一表の控えと1～12月までの各月毎の売上を確認する書類  
※創業者等は、創業等をしてから申請日前々月までの各月の売上を確認する書類
- [5] 開業届の写し

#### 法人

- [4] 平成31年～令和3年のいずれかの年で、共通[2]と比較する月を含む年の法人事業概況説明書  
※法人概況説明書を提出していない場合は、比較する月を含む事業年の12ヶ月分各月毎の売上を確認する書類と会社事業概況書
- [5] 資本金、従業員数の確認書類  
※法人事業概況説明書や、履歴事項全部証明書に記載がある場合は必要ありません。
- [6] 履歴事項全部証明書（発行日が申請日より6ヶ月以内のもの）又は法人設立届の写し

## ③市が審査し、採択可否を決定 ●2週間を目安に通知します。

※採択決定前に購入、支払い、発注をした場合は補助の対象外となります。

## ④申請事業の契約、発注→施工、納品→支払い

※事業内容が変更となった場合は、別途変更申請が必要です。

（見積もり金額の変更の場合は必要ありませんが、補助上限額の範囲内での支給となります。）

## ⑤市へ実績報告書兼請求書を提出

※令和5年1月31日までに提出が必要です。

期限までに提出ができない場合は補助対象外となります。

### 【必要書類】

- [1] 実績報告書兼請求書（様式第6号）
- [2] 契約書の写し（発注書）※店舗で購入等の場合は、提出の必要はありません。
- [3] 工事完了報告書（納品書の写し）※発行がない場合は、提出の必要はありません。
- [4] 支払いしたことを証明するものの写し（領収書、振込明細書等）
- [5] 購入し、設置や施工したことがわかる写真
- [6] 補助金の受け取り口座の通帳の写し（支店、口座名義、口座番号が確認できる部分）  
※通帳レスの銀行は、キャッシュカードのコピー等

## ⑥指定口座へ振込 ●報告確認後、40日を目安に振込みます。

## 〈注意事項〉

※支払方法は、現金、振込み、振替（引き落とし）、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等とし、小切手、手形及び暗号資産での支払いは対象外とします。また、クーポンやポイントで支払った場合は、その部分を補助対象経費より控除します。

※クレジットカードでの支払いについても、領収書が必要です。カード会社発行の「カードご利用代金明細書」等でも構いませんが、クレジットカード決済口座からの引き落としが補助事業期間内（令和5年1月31日）に完了している必要があります。（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外とします。）

また、リボ払いや分割払い等で所有権が補助対象期間内に移転しないものは補助対象となりません。

※領収書は必ず、発行した者と発行した者の住所がわかるもので、①但し書き（内容）、②金額、③支払日、④宛名（当補助金の申請者宛）が確認できるものを添付してください。全ての項目が確認できなければ補助対象外となります。

※ご提出いただいた書類の返却は致しませんので、必要があれば、控え（コピー）を取るようお願いします。

※補助金支給後であっても、対象者に該当しないことが判明した場合や他の法令等に違反する場合、偽りその他不正の手段で補助金を受領した場合は、全額返還していただきます。

※補助上限に達していない場合でも、申請は1事業者につき1回限りとなります。（複数店舗を運営する場合でも最大50万の補助上限となります。）

【申請期限】 令和4年11月30日（水曜日）（必着）

【申請方法】 下記、宛先に郵送してください  
〒664-8503 伊丹市千僧 1-1  
商工労働課

【問い合わせ先】 TEL：072-764-7749（専用ダイヤル）  
FAX：072-784-8048



伊丹市マスコットたみまる

令和4年9月1日現在